

報道関係者 各位

平成29年 3月31日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 増井 啓秀

(直通電話) 03-5403-2205

エクソンモービル（住宅手当整合化等）不当労働行為再審査事件 （平成19年（不再）第62号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成29年3月30日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～住宅手当整合化等には合理性があり、組合員を殊更不利益に取り扱うものとはいえず、組合の理解を得るよう説明しているなどの実施に至るまでの経緯からすれば、不当労働行為には当たらないとした事案～

住宅手当整合化（住宅手当の額を減額し、減額分を基本給に上乘せすること）等は、エッソ、モービル及び東燃ゼネラルの事業統合に伴う労働条件統一の一環として実施されたものであって相応の合理性が肯定でき、組合以外の他の労働組合にも同一時期に同一内容が提案されていて、全従業員を対象に実施されたものであって、組合の組合員をそれ以外の従業員と比較して殊更不利益に取り扱うものとはいえず、組合の理解を得るよう説明しているなどの実施に至るまでの経緯からすれば、不当労働行為には当たらない。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（「組合」）

（大阪府豊中市）、組合員29名（平成28年10月現在）

再審査被申立人：東燃ゼネラル石油株式会社（エクソンモービル有限会社承継人）

（東京都港区）、従業員592名（平成27年末現在）

II 事案の概要

1 本件は、当時のエッソ石油有限会社（「エッソ」）及びモービル石油有限会社（「モービル」）が、東燃ゼネラル石油株式会社（「東燃ゼネラル」）と事業統合を行うことになったことに伴い、人事・給与制度等を統一するため、①住宅手当や通勤手当の内容等を変更したこと、②労働条件合意等に関する協定を破棄し、又は新たな協定を締結しなかったことが不当労働行為であるとして、申立てがあった事案である。

2 初審東京都労委は、本件申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てをいずれも棄却する。

2 判断の要旨

(1) 住宅手当整合化等について

ア 住宅手当整合化（住宅手当の額を減額し、減額分を基本給に上乘せすること）等は、エッソ、モービル及び東燃ゼネラルの労働条件統一の一環として実施されたものということができるところ、使用者として同じ事業所で働く従業員の間で労働条件を統一する必要性があることは一般的に是認できるといえることからすると、相応の合理性が肯定できるものというべきである。

イ 住宅手当整合化等は、組合以外の他の労働組合にも同一時期に同一内容が提案されていて、全従業員を対象に実施されたものであって、組合の組合員をそれ以外の従業員と比較して殊更不利益に取り扱うものとはいえず、エッソ及びモービルは、組合の組合員についてはそれ以外の従業員より実施を延長する配慮をしていることからしても、組合の組合員であるが故をもって実施されたものであるとはいえないし、エッソ及びモービルにそのような意図があったということもできない。

また、エッソ及びモービルが、住宅手当整合化等について、組合の理解を得るよう説明しているなどの実施に至るまでの経緯からすれば、組合の団結を否認しているものとはいえないし、これが組合の活動や運営等を損なうような行為ということもできない。

ウ 住宅手当整合化等についての団体交渉におけるエッソ及びモービルの対応は、組合の理解を得るよう繰り返し説明を行ったものということができるのであり、団体交渉が進展しなかったことの責任が、エッソ及びモービルの対応にあったとすることはできない。

エ 以上によれば、エッソ及びモービルが、住宅手当整合化等を行ったこと並びに住宅手当整合化等についての団体交渉におけるエッソ及びモービルの対応は、不当労働行為に当たるといえることはできない。

(2) モービル協定破棄通告及びエッソ協定締結拒否について

ア モービルが労働条件及び退職手当金等に関する協定の破棄を通告したこと（モービル協定破棄通告）及びエッソが労働条件だけでなく労使関係に関する部分（債務的部分）を含めた包括的労働協約の締結を求めて組合の求めた協定を締結しなかったこと（エッソ協定締結拒否）は、エッソ、モービル及び東燃ゼネラルの労働条件統一の一環として実施されたものということができるところ、モービルが従前の労働条件に関する協約が現状と合わなくなってきたこと及びグループ会社共通の退職手当金等の制度を適用することとしたこと並びにエッソが他の労働組合と同一の包括的労働協約を締結するよう求めたこと自体については相応の合理性が肯定できるものというべきである（前記(1)ア参照）。

イ モービルは、他の労働組合にも同一の提案を行っているのであるから、組合の組合員を他の労働組合の組合員と等しく取り扱おうとするものであり、モービル協定破棄通告は、組合の組合員を殊更に不利益に取り扱うものとして実施されたものであるとはいえないし、モービルにそのような意図があったということもできない。

また、モービルの対応及びエッソの行為が、他の労働組合と同一の取扱いをするという名目で組合の団結を否認するものとはいえないし、これが組合の活動や運営等を損なうような行為ということもできない。

ウ 以上によれば、モービル協定破棄通告及びエッソ協定締結拒否は、不当労働行為に当たるといえることはできない。

【参考】

初審救済申立日 平成14年1月24日（東京都労委平成14年(不)第4号）外8件

初審命令交付日 平成19年11月1日

再審査申立日 平成19年11月7日